

質 疑 回 答 書

令和 3 年 月 日

件名 令和 3 年度福岡県国保会館電力供給契約

番号	質 疑 事 項	回 答
1	<p>単価のほかに、割引率を設定することは可能ですか。 可能な場合、実際の請求時は「割引額＝（基本料金＋電力量料金＋燃料費等調整額）×割引率」とするものを、今回入札額の算定においては、仕様書「入札価格の算定にあたっては、燃料費調整及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと」により、「割引額＝（基本料金＋電力量料金）×割引率」（※燃料費調整額を除く）としてよろしいでしょうか。</p>	<p>割引率を設定することは可能です。様式 1（積算内訳）の調整料金欄に割引額を記載して下さい。 併せて、別紙として、調整料金（割引額）の説明、計算式等を記載したものを任意様式にて添付して下さい。 なお、入札額の算定において「割引額＝（基本料金＋電力量料金）×割引率」（※燃料費調整額を除く）とするのであれば、契約内容も入札時と同様に燃料費調整額を除いた算出方法での割引額となります。</p>
2	<p>契約書（案）第 9 条の 2 質問 1 を認めていただいた場合、割引についての契約書を別途取り交わしていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>調整料金（割引額）について契約書を別途取り交わすことはいたしません。契約書（案）の様式 1「調整料金内容の説明」に契約内容を記載することになります。</p>
3	<p>契約書（案）第 9 条 「計量の通知後」とありますが、計量の通知と請求が同時（＝請求書で計量結果を通知）でもよろしいでしょうか。</p>	<p>同時で構いません。</p>

番号	質 疑 事 項	回 答
4	<p>契約書（案）第7条</p> <p>「受注者は毎月月末の24時に計量器に記録された値を読みとり、計量した使用電力量を発注者に通知しなければならない」とありますが、「一般送配電事業者が計量器の値を読み取り落札者は、計量器の値を受領し、その値を発注者に通知する」に変更していただけないでしょうか。</p>	<p>落札決定後に協議します。</p>
5	<p>契約書（案）第9条の4</p> <p>「ただし受注者の供給条件に遅延利息の定めがある場合はその供給条件により算出した額を請求できるものとする」を追加いただけないでしょうか。</p>	<p>落札決定後に協議します。</p>
6	<p>様式第4号委任状</p> <p>委任状について、弊社では電気の供給にかかる入札及び契約に関する一切の権限は、弊社の各営業所長に委任されています。委任状は営業所長から営業所担当への委任でよろしいでしょうか。</p>	<p>その通りです。</p>